



やま とた か だ

2019

6

No.1009



避難訓練 (5月9日撮影 8 浮孔西幼稚園)

INDEX

堀内大造市長就任あいさつ「つくります!大和高田の元気!」 ① 市議会議員の皆さんです ② ブロック塀等撤去改修工事補助制度 ③ 吉田市長が退任されました ④ 風水害に備えて ⑤ 「まちに音楽を」プロジェクト参加者募集 ⑥ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 ⑦～⑧ 男女共同参画週間/水道週間 ⑨～⑩ 定例市議会 ⑪～⑬ 消費生活センター ⑭ いま、市立病院では ⑮ 人権シリーズ ⑯ BOOKサロン ⑰ 各種相談 ⑱

「あーっ」

「つくります！大和高田の元気！」



4月27日より就任した堀内大造市長は、5月7日に初登庁し、市役所玄関前で多くの市民や職員らに拍手で迎えられました。

その後、登庁式で職員に対して次のようにあいさつしました。

◇ ◇ ◇

この度、大和高田市長に就任しました堀内大造です。この職責の重さを考えると、本当に身の引き締まる思いです。

また、令和の始まりとともに、大和高田市政に携わることができるとを誇りに思います。

就任前、市内を歩いておられますと、「この頃大和高田市はどうも元気がないのでは。」といった声を聞きます。

私は、生まれてからずっと大和高田市で生活していますが、本市は、まだまだこれから伸びることができるまちだと思っています。市勢の伸展に向け、職員の皆さんと一生懸命頑張っていきたいと思っています。

職員の皆さんには、まず最初に、

私の日頃からの考え方、行動における心掛けを申しておきたいと思っています。

1つ目は、「根拠をもって行動する」ということです。私にはパイロットの経験がありますが、パイロットの場合、全ての操作に根拠があり、根拠のない操作は決して行ってはなりません。確かな根拠の上に間違った判断は起こりません。

2つ目は、「プラスから考える」ということです。これまでも何かを進めたいと考えたときには、「どこを工夫すればできるのか」、できないというマイナスからではなく、何とかやり遂げたいというプラスの姿勢で臨んできました。

このような私の考え方を皆さんに理解していただき、1に市民。2に市民。3、4に市民。5に市民と、市民の皆様のために一生懸命考えて、明るく元気な大和高田をつくっていききたいと思います。

◇ ◇ ◇

市民の皆様に「住んでよかった」、また多くの方々に「住みたい」と思っていただけるまちづくりを目指して、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、市政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

市議会議員の皆さんです

4月21日に行われた大和高田市議会議員選挙において、市議会議員17名が
当選されました。

(敬称略、議席番号順)



所 進



向川 征秀



植田 龍一



萬津 力則



砂原 弘治



横田 誠治



米田 昌玄



沢田 洋子



西川 繁和



森本 尚順



戸谷 仁史



橋本 俊哉



南 幾一郎



島田 宗彦



泉尾 安廣



西村 元秀



仲本 博文

ブロック塀等撤去改修工事補助制度

自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止、避難路等の安全確保等に資するため、ブロック塀等の撤去等を促進し、市民の生命および身体を保護することを目的とします。

■補助対象

補助対象は以下の2種類となります。

(1)ブロック塀等の撤去工事

補助対象工事	次のいずれにも該当するものとする。 ① ブロック塀等が市内の避難路等に面していること。 ② ブロック塀等の全てを撤去するものであること。 ③ ブロック塀等が倒壊した際に、避難路等がブロック塀等により 80cm以上塞がれるおそれがあること。 ※ 上記の規定にかかわらず、該当するブロック塀等に一体として設置されている工作物も補助の対象になります。(要相談)
補助金額	補助金の額は次のいずれかの少ない額 ① 工事費×1/2 ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額×1/2
補助限度額	10万円
注意事項	※ 現存するブロック塀等が対象となります。 ※ 補助金交付決定以降の着工工事でない場合、補助金は出ません。

(2)軽量フェンス等の設置工事

補助対象工事	次のいずれにも該当するものとする。 ① 上記(1)のブロック塀等の撤去工事と一体となっていくものであること。 ② 軽量フェンス等の設置場所が建築基準法第42条第2項の道路上でないこと。 (※セットバック部分の設置不可) ③ 軽量フェンス等の設置方法がメーカー仕様に基づき安全性を確保されたものであること。 ※新設する塀の上部に軽量フェンスを設置するときは、次のいずれにも該当すること。 ア 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の塀であること。 イ 補強コンクリートブロック造の塀に設置する場合にあっては、当該塀の高さが申請地の地盤面(基礎部分を含む。)から80cm未満のものであること。 ウ 軽量フェンスの高さが塀(補強コンクリートブロック造にあっては基礎部分の高さを含む。)の高さ以上であること。 エ 建築基準法施行令その他関係法令及び一般財団法人日本建築学会が定める基準に基づき、安全に設置すること。
補助金額	補助金の額は次のいずれかの少ない額 ① 工事費×1/2 ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額×1/2
補助限度額	20万円

※補助金の申請は一敷地につき一回限り。

※要件に満たしていれば最大30万円の補助が可能

※ブロック塀等とは、れんが造・石造・コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。

※軽量フェンス等とは、軽量フェンス並びにアルミ製の門扉及び門柱をいう。

※避難路等とは、道路(市道・県道・国道・建築基準法第42条に規定する道路・里道・市管理道路)、公園その他市長が認める公共施設をいう。

※その他の注意事項等もあるので、申し込み前に必ず市役所営繕住宅課へ問い合わせてください。

〔営繕住宅課 内線674〕

■補助対象者

補助対象者は本市税を滞納していない者で、次のいずれかの者となる。

- (1)ブロック塀等の所有者(土地又は建物の所有者)
- (2)ブロック塀等の所有者の同意を得た者
- (3)マンション管理組合の管理者

※所有者が複数の場合、全員の同意が必要

※暴力団規定あり

■募集受付期間

現在受付中です。

※午前8時30分～午後5時15分(市役所が休みの日は除く)

※書類が不足している場合は、受付できません。

※令和2年2月上旬頃までに工事を完了できること。

吉田市長が退任

4月26日任期満了により、吉田誠克第10代大和高田市長が退任しました。

4期16年の市政運営に尽力された吉田市長は、退任式で職員に対して次のようにあいさつしました。

「大和高田を変えたいという思いひとつで、52歳で市長に就任し、財政再建からはじめて様々な場面で職員の皆さんの協力をいただきました。」

ながら今日を迎えることができた。今は新庁舎建設の音が聞こえますし、すべての面で大和高田市は前に進める体制づくりができたという思いをしています。

少子高齢化、人口減少の中、いかに知恵を出して、行政能力を落とすことなく、行政サービスの充実ができるか。これは皆さんの努力と知識・経験で前に進めていくしかないと思います。

市民に期待を持っていただくことにおいて、職員の努力は大きなウエイトを占めていると思います。一番大きいのは市民のご協力です。

大和高田の未来に夢を感じ、ともに大和高田をつくっていくという意識を市民の皆さんに持ってもらうようめざしていただきたいと思います。皆さんに頑張ってください。ありがとうございます。本日退任します。ありがとうございました。」

退任式終了後、市役所ロビーや玄関前に集まった多くの市民の皆さんや職員からの温かく大きな拍手で見送られ、庁舎を後にしました。

吉田市政 4期16年の主な軌跡

力強いリーダーシップで大和高田市発展のために、さまざまな取組をしていただきました。ここでは4期16年における主な軌跡を振り返ります。

●第1期

平成15年4月 第10代市長に選出
平成18年3月 大和高田市の財政構造改革に向けて、集中改革プラン策定
4月 ゴミ有料化開始
4月 指定管理者制度導入（総合公園、高田温泉「さくら荘」）
11月 第1回やまとたかだ元氣ウィーク開催

●第2期

平成19年11月 市制60周年記念式典開催
平成22年4月 高田幼稚園と高田保育所が統合し、高田こども園開園
平成22年4月 中和幹線道路（大和高田市区間）開通
平成22年 一般会計における実質収支の黒字化（平成22年度決算）

●第3期

平成24年4月 土庫幼稚園と土庫保育所、北保育所が統合し、土庫こども園開園
平成25年4月 同報防災行政無線システム設置
8月 オーストラリア・リズモー市との姉妹都市締結50周年を記念してリズモー市を訪問

●第4期

平成27年4月 指定管理者制度導入（市立図書館）
平成28年1月 大和高田市立病院放射線治療棟完成
4月 市民交流センター（コスモスプラザ）開館
平成29年6月 中学校給食開始
平成30年1月 市制施行70周年（平成29年度に70周年の関連事業開催）
平成31年3月 大和高田市オリジナルナンバープレート の交付開始



together with music



子どもと一緒に音楽にふれあいがら、楽しいひとときを過ごしませんか。

▽会員数 5人

▽活動概要 幼稚園や市民交流センターで、低年齢児を対象に、保護者の人と一緒に音楽とふれあってもらったり、弦楽器のプロの人と一緒にアンサンブルをしながら、音楽の楽しさや喜びを知ってもらう。

▽団体理念 音楽の楽しさを知って、楽しいひとときを過ごすしてもらうこと。

▽連絡先 濱本真理子 ☎22・5511

市民交流センター（コスモスプラザ）に登録している活動団体を、順次紹介します（順不同）。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

【市民協働推進課 ☎44・3210】

風水害に備えて



予想しにくい局地的な集中豪雨も全国各地で発生し、被害が出ています。普段の備えや直前の準備が被害の軽減に役立ちます。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意し情報収集に努め、災害への備えをもう一度確認しましょう。

◎普段から・・・

- ・排水溝のゴミや泥を取り除き、水はけを良くしておきましょう。
- ・土のうなど水の浸入を防ぐものを準備しておきましょう。
- ・停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオと予備の電池の準備をしておきましょう。
- ・最低3日間程度の食糧・飲料水などの備蓄をしておきましょう。

◎大雨、台風が近づいたら・・・

- ・断水などに備えて、生活用水を風呂場等に確保しておきましょう。
- ・浸水の恐れのある場合は、家財道具や生活用品をできるだけ高い安全な場所に移しましょう。

「避難行動」とは？ ～「水平避難」と「垂直避難」～

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」です。避難勧告などが発令されたときの避難行動については、学校の体育館などの避難所へ避難することが一般的でしたが、災害対策基本法が改正され、次の全ての行動が避難行動として定義づけられました。

1. (自宅などから移動しての) 安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家など)
2. 近隣の高い建物などへの移動
3. 建物内の安全な場所への移動

つまり、現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所や近隣の安全な場所に移動する「水平避難」だけでなく、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」も避難行動になるということです。「水平避難」がかえって危ない状況(夜間、道路冠水しているときなど)であれば「垂直避難」を行うなど、その時の状況により、どちらの避難行動をとるか選択してください。避難所に逃げることだけが避難ではありません。

◎大雨による水害対策用に、下記の場所に「土のう」を配置しています。

「土のう」配置場所(6月1日現在)	
大和高田市役所	大字大中100-1
塙青少年会館	日之出町11-41
曙町青少年会館	曙町1-33
市立磐園保育所	大字有井108-2
曾大根公民館	曾大根2丁目10-1
市場青少年会館	大字市場405-3
大和ガス株式会社	旭南町8-36

「土のう」が必要な人は、危機管理課(内線226または241)へ連絡してください。



◎大和高田市避難所一覧(20か所)

※指定避難所は、災害種別(①洪水時・②地震発生時)によって異なります。

なお、「洪水」とは、河川の増水により氾濫し陸地へ浸水することをいい、水路や側溝、下水道から河川へ排出できずに逆流し浸水する「内水氾濫」とは異なります。

番号	指定避難所	住所	連絡先	災害種別 ①洪水	災害種別 ②地震
----	-------	----	-----	-------------	-------------

気象警報発令時に開設

1	菅原校区公民館	大字吉井77-1	☎23-3561	開設	開設
2	武道館(総合体育館)	幸町11-14	☎22-8862	開設	開設
3	葛城コミュニティセンター	大字曾大根783-1	☎23-8001	開設	開設
4	総合福祉会館(ゆうゆうセンター)	大字池田418-1	☎23-0789	開設	開設

状況に応じ開設

5	片塩小学校	旭北町2-1		開設	開設
6	菅原小学校	大字根成柿436		開設	開設
7	土庫小学校	土庫3丁目2-61		開設	開設
8	高田小学校	大中東町5-15	※1	開設	
9	磐園小学校	大字有井1	※1	開設	
10	陵西小学校	大字池田3		開設	開設
11	浮孔小学校	中三倉堂2丁目5-43		開設	開設
12	浮孔西小学校	曾大根1丁目5-1		開設	開設
13	片塩中学校	中三倉堂2丁目9-28		開設	開設
14	高田中学校	大中東町5-48		開設	開設
15	高田西中学校	大字池田330		開設	開設
16	県立高田高等学校	磯野東町6-6		開設	開設
17	市立高田商業高等学校	材木町8-3		開設	開設
18	文化会館(さざんかホール)	本郷町6-36		開設	開設
19	勤労青少年ホーム	大字野口20-1		開設	※2
20	総合公園プール	大字西坊城414		開設	開設

※1:洪水時には、想定浸水が0.5mを超える地域にあるため、避難所開設しません。

※2:地震発生時には、避難所としての耐震強度不足のため、避難所開設しません。

本市の対策として、大雨、洪水、暴風などの警報が発表されれば、まず自主避難する人のために、昼夜を問わず1～4の4か所の指定避難所を開設し、職員を配置します。状況により、随時5～20の避難所も開設します。

市民の生命の安全・安心を第一に考え、消防団・消防署・警察署などと連携し、災害対応にあたります。

詳しくは、本市ホームページに掲載しております「避難マニュアル 家庭向け(保存版)」を見てください。市役所2階の危機管理課で配布していますので、そちらでも見るができます。

危機管理課 ☎22-1101 (平日 午前8時30分～午後5時15分および警報発令時)

「まちに音楽を」プロジェクト

参加者募集

市民交流センターでは、子どもから大人まですべての年代の人が音楽を通じて自由に楽しみ交流できる、「まちに音楽を」プロジェクトを行っています。高田のまちを音楽で元気にするプロジェクトに参加して、「まちに音楽を」広げてみませんか。いずれもプロ、アマ、市内、市外を問いません。

○ユウガタライブ

夕方5時ごろから1階芝生広場で、音楽の演奏や音楽に合わせた踊りなど、路上ライブのような形式で、音楽を組み込んだパフォーマンスをすることができる出演者を募集します。

▽申込方法 団体名、担当者、連絡先、パフォーマンスの内容を電話または市民交流センター2階窓口へ。

○オープンピアノ

市民交流センター下のスペースに設置されたアップライトピアノを「オープンピアノ」として開放しており、誰でも気軽に弾くことができます。外で生のピアノが弾けるというのは全国的に見ても稀なことで、貴重な体験をすることができます。

▽利用方法 風などでピアノカバーが急に閉じないための安全ベルトを設置しています。演奏するときは、市民交流センター2階窓口へ。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕



はじめませんか

「いきいき会社宣言」 男女共同参画推進事業所を募集し、その活動を応援します

※現在、登録事業所は16社あります。市ホームページで紹介しています。

女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援など、性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを進めている事業所を「大和高田市いきいき会社宣言事業所」として登録し、取組内容などを市のホームページなどで紹介します。

また、「いきいき会社宣言事業所」の中から、取組内容が優れている事業所を表彰します。

▽応募対象

市内に事業所があり、次の各号のいずれかの取組を実施する事業所(国・地方公共団体・独立行政法人は除く)。規模は問いません。

- ①性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取組を行っている。
- ②仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取組(ワーク・ライフ・バランスの取組)を行っている。
- ③男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりを行っている。
- ④その他、男女が共にいきいきと働くことができる職場づくりを行っている。

◎具体的な取組例

・女性の採用、登用および女性の職域拡大に取り組んでいる。

・採用や昇給に男女差がない。

・男性ばかりの職場に女性を採用した。または、その逆。

・育児、介護のための休暇などを取りやすい環境づくりをしている。

・託児所を設けている。

・ノー残業デーの導入

・保育所・学校や地域などの行事への参加を奨励している。

・意識啓発やセクシユアル・ハラスメントの研修の実施 など。

▽応募期間 6月3日(月)～7月31日(水)

▽応募方法 登録申請書に必要事項を書いて、郵送(T635・8511 大和100番地1 大和高田市役所 人権施策課 男女共同参画推進係)、電子メール(gender@city.yamatotakada.nara.jp)または持参で、人権施策課男女共同参画推進係へ提出してください。

※登録申請書は、市ホームページからダウンロード、または人権施策課にあります。

〔人権施策課男女共同参画推進係

内線2807〕

平成30年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成30年度中に、市が運用を行った情報公開制度及び個人情報保護制度の、件数や内容をお知らせします。

情報公開制度の運用状況

(1) 開示請求件数及び処理件数

平成30年度の情報公開制度の運用状況は、次のとおりです。

「大和高田市情報公開条例」に基づく開示請求が17件あり

実施機関	件数	処 理 内 容 (件)							写しの 交付(枚)
		開示	部分開示	不開示	存否	不存在	却下	取下げ	
市長	17	2	11	1	1			2	1,304
議会	0								
教育委員会	0								
選挙管理委員会	0								
監査委員	0								
公平委員会	0								
農業委員会	0								
固定資産評価 審査委員会	0								
水道事業管理者	0								
合 計	17	2	11	1	1	0	0	2	1,304

(2) 不開示情報別件数

条例第6条に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示となった事例の理由は次のとおりです。

不開示情報	件 数
1号 個人に関する情報	11
2号 法人等事業活動情報	3
3号 意思形成過程情報	1
4号 事務事業執行情報	0
5号 法令秘情報	0
6号 犯罪等社会的危害防止情報	0
合計	15

(3) 不服申立て等の件数及び処理の状況

平成30年度は、不服申立て等はありませんでした。

(4) 開示実績のある公文書の写しの交付等申込みの内容

過去に「大和高田市情報公開条例」に基づく開示請求があり、開示（全部開示・部分開示）の実績がある文書については、同じ内容について開示の申出があった場合には、「公文書開示請求書」によらず「公文書の写し等申込書」により情報提供しています。平成30年度は、交付等申込みがありませんでした。

(5) 大和高田市情報公開審査会の開催状況

平成30年度は、不服申立て等がなく、会議は開催されませんでした。

※市が出資する法人への開示請求

大和高田市土地開発公社は、市の施策に準じて情報公開制度を推進するための要綱を整備しています。

平成30年度は、この要綱に基づく開示請求がありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。

(1) 個人情報取扱事務の届出件数

実 施 機 関	件 数
市長	250
議会	2
教育委員会	64
選挙管理委員会	9
監査委員	1
公平委員会	1
農業委員会	8
固定資産評価審査委員会	0
上下水道事業管理者	18
合計	353

(平成31年3月31日現在)



No.	請 求		請求個人情報 名称又は内容	実施機関	所管課	決定日	決定内容	不開示 該当
	日	区分						
147	H30.05.28	開示	平成24年4月に市立病院に提出された入院申込書兼誓約書のうち、私が連帯保証人の欄に自署したとされるもの	市長	市立病院 医事課	H30.05.30	部分開示	1号
148	H30.08.20	開示	審査会議事録(開催日某日の某氏分)	市長	介護保険課	H30.08.23	部分開示	1号
149	H30.09.27	開示	平成30年2月27日から平成30年9月27日までの間に請求された戸籍謄本附票申請書	市長	市民課	H30.10.02	部分開示	1号
150	H30.10.09	開示	平成27年4月1日から平成30年10月9日までの間に請求された開示請求者の戸籍謄(抄)本交付申請書及び附属書類	市長	市民課	H30.10.16	部分開示	1号
151	H30.11.14	開示	平成27年11月14日から平成30年11月13日までの間に届けられた住民異動届及び添付書類	市長	市民課	H30.11.26	部分開示	1号
152	H30.11.27	開示	平成27年11月24日付け要介護認定判定結果に係る介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書及び平成26年9月から平成28年9月の間において作成された認定情報(事務局用)、介護保険認定調査票及び主治医意見書	市長	介護保険課	H30.12.11	部分開示	1号
153	H31.02.04	開示	来所・訪問記録票	市長	健康増進課	H31.02.15	部分開示	3号
154	H31.02.04	—	健診票、のびのび相談記録票	—	—	—	取下げ	—

開示等請求の内容および決定の内容は、次のとおりです。

請求区分	件数
開 示 請 求	7
訂 正 請 求	0
削 除 請 求	0
利用又は提供 の中止請求	0
合 計	7

(2) 開示等請求件数及び処理件数

① 開示請求、訂正請求、削除請求及び利用又は提供の中止請求

(平成31年3月31日現在)

実施機関	担 当 課	開 示 内 容	件 数
市長	保険医療課	過去5年間の国民健康保険に係るレセプト	2
市長	保護課	過去5年間の生活保護に係るレセプト	0
市長	介護保険課	次のうち必要な事項 要介護・要支援認定に係る調査内容、主治医意見書、介護認定審査会における認定結果	51
市長	医事課	診療カルテ	24
市長	看護専門学校	入学者選抜試験における各試験得点及びその合計点	0
教育委員会	商業高校 事務管理課	入学者選抜試験における各教科別検査得点及びその合計点	176

② 条例第22条(簡易な開示)による開示請求(各担当課での要綱に基づく請求)

(3) 不服申立て等の件数及び処理の状況

平成30年度は、不服申立て等はありませんでした。

(4) 大和高田市個人情報保護審査会の開催状況

平成30年度は、不服申立て等がなく、会議は開催されませんでした。

	開催年月日	審 議 会 の 内 容
第13回	H30.7.23	諮問事項 大和高田市の生活保護等の受給者への医療扶助に係るレセプト管理システムをクラウドサービスに移行することに伴い、本市の電子計算機とデータセンター保有事業者のデータセンター内の電子計算機を結合することについて
第14回	H31..2.22	諮問事項 (1) 公用車へのドライブレコーダーの設置について (2) 新たな水道料金システムの利用に際し、外部ネットワーク上で個人情報の電算処理を行うことについて

(5) 大和高田市個人情報保護運営審議会の開催状況
平成30年度の開催状況は、次のとおりです。

審議会等の会議の公開の状況

平成30年度 審議会等の会議の公開状況は、次のとおりです。

(平成31年3月31日現在)	
会議の開催数	148回
そのうち、公開とした会議の開催数	20回
そのうち、一部非公開とした会議の開催数	2回
そのうち、非公開とした会議の開催数	126回
傍聴人の数	0人

会議の公開状況

※公開された会議の議事録はホームページ上で公開しています。
〔法務情報課 内線325〕

※市が出資する法人への開示請求等
大和高田市土地開発公社は、市の施策に準じて個人情報保護制度を推進するための要綱を整備しています。平成30年度は、この要綱に基づく開示請求、訂正請求、削除請求及び利用又は提供の中止請求がありませんでした。



男女共同参画週間

6月23日～29日

『男女共同参画「学」』

『知る学ぶ考えるわたしの人生私がつくる』

(2019年度「男女共同参画週間」)
キャッチフレーズ)

国では、男女共同参画社会基本法の施行日(平成11年6月23日)にあわせて、この期間を男女共同参画週間としています。性別に関係なく、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる社会づくりを進めましょう。

『パネル展』開催

▽展示期間 6月7日(金)～28日(金)

▽場所 市役所1階ロビー

「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画のまち・大和高田市」の実現に向けて、さらに取組を進めます。

※「大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ(第3次)」策定(平成29年3月)

〔人権施策課男女共同参画推進係

内線287〕

危険物安全週間

6月2日～8日

推進標語

『無事故への構え』

一分の隙も無く

危険物の保安に対する意識の高揚や啓発を推進し、各事業所での自主保安体制の確立を図ることを目的に、「危険物安全週間」を実施します。

近年の社会情勢の変化に伴い、危険物施設は減少しているにも関わらず事故件数は増加し、火災や漏えい事故の増加が懸念されます。事業所では、従業員の保安教育などや事故防止の徹底、自主保安体制の構築をお願いします。また、一般家庭では、天ぷら油や灯油などの取扱いに気をつけてください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

トラクター等を 使用した後のお願い

農作業後にトラクター・田植機などで公道を走るときは、機械についた泥を必ず落としてから走行してください。大きな泥のかたまりが道

路に落ちると、自動車だけでなく、歩行者や自転車などの通行の妨げになり大変危険です。

交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしてください。

〔産業振興課 内線267〕

6月は 環境月間です

6月5日の「環境の日」を中心に、さまざまな取組が行われます。この機会に、私たちひとりひとりが環境に対する意識を高め、身近なことから活動をはじめましょう。

●ごみ分別を徹底し、ごみの量を減らしましょう。

●浄化槽の清掃は年1回必ず行い、また、定期点検を必ず行いましょう。

●てんぷら油の廃油は台所に流さず、巡回回収の時または、市役所を持っていきましょ。

●川や道路にポイ捨てや不法投棄をやめましょう。

●犬の散歩の時はふんの後始末をしましょう。

●水道・ガス・電気のもだ使いをやめましょう。

●自動車の利用は控えましょう。

このような行動をすることで、地球温暖化防止や河川の水質改善につながります。市民の皆さんの協力をお願いします。

〔環境衛生課 内線282〕

『夏のエコスタイル』 実施中

市役所および市内各公共施設では、省エネ・節電による地球温暖化の防止を図るため、『夏のエコスタイル』を実施しています。

5月1日(水)～10月31日(木)の期間中、各施設内の適正冷房(室温28℃)の徹底と、ノー上着・ノーネクタイなど、軽装で執務を行います。

〔人事課 内線211〕

蜂の駆除

初夏は、蜂が活動する時期で、家の軒下や屋根裏には、夏過ぎから巣を作り始めます。蜂の駆除は、巣が大きくなる前に、害虫駆除業者(市では駆除できません)に依頼してください。家庭で市販の蜂用殺虫剤を使用する場合は、蜂の種類によって効き目が異なるので、注意してください。特に、スズメバチに刺され

ると死亡する危険性があります。果には近寄らず、すぐに業者に駆除を依頼してください。害虫駆除業者が分らない場合は、県の業者団体である、ペストコントロール協会（☎0742・23・7312）へ問い合わせてください。

〔環境衛生課 内線282〕

水道週間

6月1日～7日

「いつもの水に 日々感謝」

近年、手軽で携帯に便利な飲料水やボトル水などの利用が増えたため、水道水を飲用することが減っています。

この水道水が飲まれなくなった理由としては、1970年代から1980年代にかけて、大都会で水道の水がとてまもなくなくなった時期がありました。味が悪いと安全性について不安になり、その記憶が今もしっかり残っているため、そのことに乗じて、不安ビジネスが広がりました。不安ビジネスとは、新しい商品を売るために、それまで普通のものを「危険」だとか、「健康に害がある」などと言って不安をおおる商売です。

安全や健康を売り物にした新し

い商品売るために、商売のじまになる相手のことを悪く言うもの。水道水には有害な物質が入っているから飲み続けると不健康になりますよ」と言って不安をおおる、「健康になりたければ〇〇水を飲みましょう」と宣伝するもので、これらの説は水道水ばなれの要因として一理あるように思います。ただし、このことは健康増進のため、〇〇水やボトル水などを愛用している人を否定するものではありません。

もともと、水道水は水道法で定める51もの水質基準項目すべてに適合したものであり、「安全な水」、「飲んでも大丈夫な水」しか水道水になり得ません。それなのに、現在、水道水として利用されている内、私たちの口に入る飲み水は、わずか全体の1%にも満たないというのが現状となっています。蛇口をひねれば飲み水にできる安全な水が、こんなにも手軽に、しかも値段はボトル入り飲料水と比べ格安で、大量に使える日本の水道水は世界の中でも特別と考えて良いでしょう。これから夏に向け、気温の高い日が多くなってきました。こまめな水分補給を心掛け、水道水をもっと利用してください。

〔水道総務課 ☎52・1365〕

吉野川分水の通水（6月1日～9月20日）に伴う事故防止等について

1. 吉野川分水施設の用水路・樋門・ゲートなどの農業用水利施設に近づかないでください。
2. 水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草などを投げ込まないでください。
3. 地域内の河川（曾我川、葛城川、高田川、太田川、岩谷川、葛下川）は急激な流量の増減が予想されるので、水遊び、水泳、魚釣り、土木工事などは十分注意してください。
4. 通水量は、5月7日～16日までの試験通水で2・0m³／sec程度、6月1日～9月20日までの本通水では、最大で8・5m³／sec程度（ただし、水利権上の最大は9・4m³／sec）となる予定です。
5. 水路位置については、別紙のとおりです。

なお、非常災害のときは、左記に連絡してください。

1. 大和平野土地改良区

☎0744・22・2052

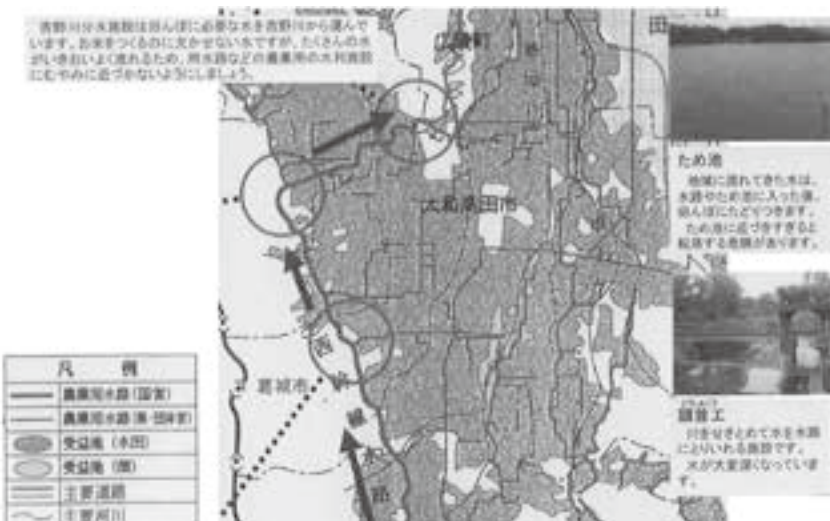
橿原市城殿町459

2. 奈良県農林部農村振興課

☎0742・27・7452

奈良市登大路町30

吉野川分水 水路図



〔土木管理課 内線658〕



一般質問

問 官製ワーキングプアについて（本市職員の3分の1を占める非正規職員の待遇について）

・臨時の保育士職員をはじめとして、長きにわたり働いている非正規職員は、昇給、退職金は一切ないなど、正規職員と比べてあまりにも給与面で差がある。その理由はなぜか。今後どのようなしていくのか。

創生高田 南議員

平成31年度大和高田市一般会計予算

270億3,000万円など可決

平成31年3月定例市議会は、3月1日から14日までの14日間開催されました。

本定例会には、人事案件2件、平成31年度一般会計予算ほか、特別会計予算5件、企業会計予算3件、平成30年度補正予算7件、条例案件7件、訴訟の提起1件、和解案件1件、指定管理者の指定に関する案件2件、市道の認定・変更・廃止3件、契約案件2件、請願1件、意見書3件、「大和高田市議会政務活動費交付に関する条例の一部改正について」及び、「大和高田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」の計40議案が提出され、意見書1件が否決、39議案がそれぞれ可決・同意されました。

本号では、13日・14日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。

なお、人事案件については、教育委員会教育長として早川博氏の再任に、人権擁護委員として涌田五月氏の推薦にそれぞれ同意されました。

答

保育現場においては、保育所の業務責任や管理責任をはじめ、保護者対応や時差出勤など業務の差があり、非正規職員に比べ正規職員の負担は重いと考えられるため、給与と賃金の平均的な収入に差がある。非正規職員の処遇については、平成32年4月から会計

年度任用職員制度が施行されるにあたり、不合理と認められる待遇等の解消に向け、より一層詳細な任用や勤務条件等を検討していきたい。

保育所ごとの有給休暇の消化率の差については、障がい児加配を担当する保育士が必要となるケースや保

問

猫による地域トラブル

答

ゼロを目指して
・持ち込みゼロ、殺処分ゼロにつなげるために

絆 戸谷議員

猫による苦情として、昨年と同様の地域を中心に、糞尿による悪臭や鳴き声、家庭ごみや農作物を荒らすなどの生活環境の被害が寄せられており、長期的に被害にあっている近隣住民とのトラブルも発生している。市民からの苦情や相談が寄せられた際は、聞き取り、不適切な飼育の是正を求めているが、根本的に被害の軽減を図るためには、繁殖力を抑え、地域に生息する猫の頭数をコントロールする必要があると考えている。

奈良県においては、平成27年度に猫の殺処分率が全国でワーストとなり、改善策として、平成31年度より所有者不明猫TNR（捕獲・不妊去勢手術・元の場所に返す）モデル事業を本格的に実施する予定である。本市の今後の対応として、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、当モ

デル拡大事業に参加し、長期的に被害にあっている地域を優先的に、地域住民を主体にボランティア団体の協力を得ながら取り組んでいきたい。

問 水害対策について

絆 仲本議員

答 本市は、市内全域がほぼ平坦な土地で土砂災害警戒区域がない一方、市内を流れる高田川や葛城川が天井川となっており、出水期になると内水氾濫の発生が懸念され、浸水が予想される地域への土のうの事前配布や治水対策に努めてきた。平成30年度より蔵之宮町の貯留施設が稼働しており、平成31年度からは大字池田に整備中の貯留施設も稼働する予定である。また、貯留施設及び水路や河川への監視カメラの設置についても整備を行い、県の高田土木事務所が市内主要道路3か所のアンダーパスに設置している監視カメラとも連動し、災害対策本部でリアルタイムな映像を把

握しながら、迅速な対応が出来るシステムづくりに取り組んでいく。

市として、被害を最小限にとどめるためにも、的確な情報を迅速に発信し、市民に身の安全を確保する行動をとってもらえるよう、広報・周知等に努めていきたい。

問 児童虐待防止対策の新たなルール設定について

公明党 藤田議員

答 子どもの安全確保を最優先とし、虐待防止

ネットワークのあらゆる関係機関と連携しながら、必要な場合は高田警察署や高田こども家庭相談センターなどの緊急対応機関へ安全確認要請を行っている。また、潜在的なリスクのある家庭においては、関係機関と連携し、早い段階から家庭に寄り添い支援を行うなど、虐待の未然防止に取り組んでいる。

関係機関との連携強化に向けた取り組みについて

は、平成30年度より虐待防止ネットワークに加え、新たに見守りネットワークを立ち上げ、支援体制の強化に取り組んでいる。さらに、年3回開催している「大和高田市ケース進行管理実務者会議」においては、高田警察署の出席を要請し、児童虐待が疑われるケースの進行管理について、共有・連携している。子どもに関わる全機関の職員が、子どもを虐待から守るという共通認識をもち、未然防止・早期対応に努めていきたい。

問 文化財の活用について

・市民への周知・啓発及び、観光分野における文化財の活用について
日本共産党 向川議員

答 市民への周知・啓発については、史跡や歳時を紹介した「大和高田市まるわかりガイドブック」を本市に転入した方に配布するとともに、同冊子を市役所、市民交流センター、さざんかホール、中央公民館、図書館などに配置している。

中央公民館に配置している「大和高田市史跡案内」については、改訂版を作成しており、完成後には、市内各学校・図書館への配布、ホームページへの掲載など、文化財の周知に活用していきたい。また、「文化財講座」「歴史文化セミナー」などの講演会や、「大和高田の文化財めぐり」と題した史跡案内の開催、市内43か所への「文化財標識」の設置を行っている。

観光分野における文化財の活用については、平成30年4月28日に「竹内街道・横大路」が日本遺産に認定されたのを機に、沿道自治体の観光ボランティア間の交流や情報共有を図っている。今後、他市町村との交流を図りつつ、文化財を活用し本市の魅力を発信できる体制を整えていきたい。

問 登下校時における安全対策の充実について

・通学路の整備について
・集団登校及び区域外通学者の安全確保について
日本共産党 沢田議員

答 通学路については、毎年、各学校・交通安全母の会・各道路管理者・市生活安全課及び教育委員会により合同点検を実施している。点検内容のうち、電柱幕や足形マークの設置など、交通安全上の軽微な対応箇所については、原則、年度内に修理・修繕を行っている。また、カーブミラーの新設や道路標示補修などの大規模な対策が必要な箇所については、各関係機関と調整しながら対応策を協議し、着手可能な箇所から工事・補修等を行っている。

集団登校における登校班については、各校において班に在籍する児童数の実態に応じた構成しており、最上級生に5、6年生がいない班が出ないよう、近隣から登校する他の班と再編成するなどの対応に努めている。区域外通学者については、保護者の責任において児童の安全を確保のうえ通学してもらうことを前提に許可しているものであり、通学中の怪我等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用される。

● 提出された意見書 ●

・妊婦が安心してできる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（可決）

・全国知事会「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書（可決）

・2019年10月の消費税増税中止を求める意見書（否決）

● 採択された請願 ●

・留守家庭児童ホームの充実を求める請願

会 員 結 果
委 員 審 査

総務財政委員会

平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）ほか、1議案
全会一致で原案どおり可決

民生文教委員会

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）ほか、6議案

全会一致で原案どおり可決
留守家庭児童ホームの充実を求める請願
全会一致で採択

環境建設委員会

平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）ほか、6議案

全会一致で原案どおり可決

予算特別委員会

平成31年度大和高田市一般会計予算ほか、12議案
賛成多数で原案どおり可決

次の定例会は、6月中旬に開会の予定です。

まちの話題

上下水道部の「窓口お客様センター」業務共同化

10月から予定している大和高田市と橿原市上下水道部による「お客様センター」における業務委託の共同発注に向けて、第一歩となる協定書の調印式が、4月17日、両市長により行われました。

昨年12月に水道法が改正され、全国的に広域化が検討されている中、現在、奈良県が進めている県域水道一体化の先進モデルにもなりうる取り組みであり、共同委託により、コストダウンを図りながら、市民サービスの維持・向上につながると期待されています。

※「窓口お客様センター」の業務については、広報誌7月号に掲載します。



左から森下市長（橿原市）、吉田市長（大和高田市）

パラアーチエリーで銀メダル
仲喜嗣さん

4月11日から15日まで、UAEアラブ首長国連邦で「第5回Fazza パラアーチエリー世界ランキングトーナメント大会」が開催されました。この大会で、男女混合の2名で試合を行うW1mixという部門で日本代表として出場した仲さんが、銀メダルを獲得しました。

〔社会福祉課 内線5336〕



競技中の仲さん

消費生活センターから

美容医療で クリーニング・オフが 可能なケースも

これまでは、美容医療サービスではエステティックサロンの契約と異なり、クリーニング・オフが認められていませんでしたが、約2年前に特定商取引法の一部が改正され、美容医療も条件はありますが、特定継続的役務提供の対象になる場合があります。期間が1か月を超え、かつ料金が5万円を超える脱毛、シミの除去等いくつかの治療では、契約書を交わしてから8日間はクリーニング・オフが可能です。また中途解約時の違約金についても規定があります。相談の件は条件を満たしていますが、クリーニング・オフの期間は過ぎていきますので、中途解約で決められた料金を支払って解約できると思われます。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

消費者へのアドバイス

1. クリニックのホームページの広告を見ただけで判断せず、情報を収集しましょう。なお、広告の中には大げさな表現が含まれていたり、リスクやデメリットの記載が不十分であったりすることがあります。施術の効果には個人差があることを認識しましょう。
2. 美容医療は緊急性の低いケースが多いので、説明を受けてすぐの施術は避けましょう。医師にはほかの医療以上の説明責任が求められます。自分にとって不利な点はないか、十分検討したのち契約しましょう。
3. 施術後、痛みや腫れが残り長期間苦しい思いをするケースも少なくありません。
4. 個人の体質や体調により、施術の効果やリスクが変わってくることも考慮して、慎重に契約しましょう。

インターネットの広告を見て、半年間で30万円の脱毛契約をした。医師から1時間ほど説明を受け、概要書面、契約書、同意書にサイン、1年間、分割で支払うクレジットの手続きをした。その後1か月に2回施術を受けたが、働き始めてまだ半年で収入も少なく、支払いが苦しくなり、高額な契約を後悔した。両親に相談したところ、中途解約ができるのであれば今までの料金を支払って解約するように勧められたが、可能か。

(20代女性)

増加する架空請求

ついに全国での架空請求の相談件数が20万件超えたみたいだよ(2018年度)。

え、そんなに多いんですか!?

うん。ただ、実際にお金を払ってしまった件数の割合は下がっているけどね。

なるほど。どうして相談件数が増えて、被害件数の割合が下がったのですか?

架空請求ハガキやメールのような不特定多数の人に簡単に送ってしまう手口が増えてきたからだね。

ただ、メールに関しては年齢層が若い人は届いても無視する人が多いし、ハガキに関しても架空請求と認知している人が増えてきているし、お金を払う前に誰かに相談する人が多いから被害件数の割合は下がっていると考えられるね。

そうなんですね。しかし、次々と新しい手口が出てきて怖いですね。

まあどんな手口が出てきても、「身に覚えがなければ連絡せずに消費生活センターに相談する」を徹底すれば最悪の事態だけは避けられるから気をつけよう。

気軽に電話(TEL188)か直接相談に来てください!

私に言っても・・・

あ、そうですね・・・



訪問看護とは

「病気や障がいがあっても、住み慣れた家で暮らしたい」「人生の最期を自宅で迎えた」と望まれる方は多いと思います。しかし、「家族に迷惑をかけたくない」「家族だけで介護や医療的ケアは無理」などの理由で入院を希望されたり、施設に入所を余儀なくされたりするケースは少なくありません。

そんな時に頼りになるのが訪問看護です。訪問看護とは、看護師が在宅に訪問し在宅療養を送っている人の看護を行うサービスです。

本人や家族の意思、ライフスタイルを尊重して生活の質が充実できるように、病気の予防から、在宅での看取りまで支えます。主治医の指示を受け、病院と同じような医療

処置も行います。

訪問看護は病気や障がいのために、在宅療養を必要とする人。乳幼児から高齢者まで幅広く受けられます。主治医が訪問看護を必要と認めた人に訪問看護指示書が発行され訪問することができます。医療処置が必要な人だけでなく、病気や障がいをもった乳幼児の育児やケア方法、自宅に閉じこもりがちな高齢者や精神疾患の人の利用もできます。通院中で自宅での療養方法の指導をして欲しい人も看護師が訪問してその人の病状にあった方法で助言や指導をします。

利用希望の人が訪問看護の申し込みをすると、かかりつけ医師の指示に基づいて利用者とは訪問看護師が話し合いのうえで、「看護計画書」を作成し、この計画書をもとに

サービスが提供されることとなります。

具体的には、点滴、注射などの医師の指示による医療処置、痛みの軽減や服薬管理、リハビリテーションなどから、病状悪化の防止・回復の工夫、療養生活の相談やアドバイスなど、最も身近な医療者として療養のお手伝いをしてくれます。24時間体制で緊急時などの対応もしてくれるところもあります。

現在市内には、7か所の訪問看護ステーションがあります。どの訪問看護ステーションを利用するかは自由です。で、ステーションとの位置関係や利用できるサービス内容などから選べます。もちろん市外のステーションでも問題ありません。

利用を検討する場合は、各ステーションなどに相談してください。市立病院の地域医療連携センターでも受けています。

大和高田市

訪問看護ステーション

所長 高幣和郎

〔市立病院〕 ☎53・2901

健やかな毎日を おくるために

「梅雨の健康管理」



天満診療所
医師 梅本典江

じめじめと蒸し暑い梅雨は、1年で最も体調を崩しやすい時期です。

晴れの日と雨の日で気温の差が大きく、冷えを感じたり、かぜをひきやすくなります。気圧が低くなると自律神経が乱され、体がだるく、眠気を感じたり、頭痛、関節痛、憂うつといった症状があらわれやすくなります。

急激に気温と湿度が高くなってくるので、うまく汗をかく、体に水分や老廃物がたまって消化不良、便秘、むくみなどの不調が表れやすくなります。

自律神経のバランスを整えるため、規則正しい生活を送り、休養もしっかりとりましょう。雨続きで運動不足になりがちなので、家の中でもできるストレッチなどをするのがおすすめです。そして晴れた日はしっかりと太陽の光を浴びましょう。

疲労回復に効果的なビタミン

ンB群を積極的にとりましょう。特に豚肉、レバー、納豆、紅鮭、玄米などに含まれるビタミンB1は糖質を分解して体を元気にするエネルギーにかえてくれます。

冷房の温度は高めに設定し、除湿機能を利用したり、部屋の風通しを工夫しましょう。この時期のうちに、暑さに体を慣らしておくことも大切です。

疲れやすく、気分も落ち込みがちになる季節ですが、暑い夏がはじまる前の一休みの時期と考え、無理をせずゆったり過ごしてみませんか。

天満診療所健康教室

▽とき 6月20日(休)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「梅雨の健康管理」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所〕 ☎52・5357



人権シリーズ 195

聖火と共に

○×クイズです。

「1964年の東京オリンピックの際、パラリンピックは行われた？」

2年前の地区別懇談会で考えた問題です。答えは○。実際に当時のオリンピックをまのあたりにした皆さんからも「ええー。そんなの知らなかった」という反応が多くありました。触れずにいることがハンディのある皆さんへの配慮だという風潮が色濃く、報道もほとんどなかったのです。

ところが昨今はどうでしょう。パラリンピックへの機運の高まりに加え、「マーシャルなどにも、ハンディのある皆さんの「素敵ながんばり」も身の回りにあふれるようになりました。よく考

えれば、それはごく当たり前のことなのかもしれません。オリンピック憲章には、こう書かれています。

このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別を受けることなく、確実に享受されなければならない。

さらに、オリンピックは生き方の創造であり、平和な社会を推進し、人権の一つだとも明記されているのです。ここ数年、人権に関する法律が次から次へと制定されたり、

成立予定になっていきます。障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌやLGBTなどのセクシュアルマイノリティの人権確立をめざす法案……。オリンピック開催に向けて、様々な人権問題の解決が急務となってきたとも言われています。

とは言え、人権課題は山積しているのも確かです。ジェンダー指数(男女平等の状態を示すもの)では、昨年世界114位と数年連続して後退しています。子どもや高齢者への虐待で国連から改善の勧告を受けています。インターネット上での人権侵害や差別扇動も深刻です。オリンピック開催を機に、皆さんと共に「人権の街作り」に一層励みたいと考えます。オリンピック憲章は、世界人権宣言に先んずること四半世紀の歴史を持つているのですから。

〔人権施策課 内線288〕

おしえて、生活困

生活困窮者自立支援法 必要多様なネットワーク

今回は働く先が決まったのですが、初回給与までの生活が苦しいという50代のKさんのお話です。

Kさんは夫と二人つましく生活してきましたが、数年前に夫を亡くし貯蓄を切り崩しながら生活してきました。Kさんは健康面に不安を抱えており、療養のため働いていませんでしたが、貯蓄が尽きそうになつたことや、自身の体調が回復してきたため、働くことにしました。

しかし、すぐに仕事が見つかったものの、給料日までの生活が苦しいということでそれまでの支援を求めるものでした。

まずはKさんの1か月分の支出と収入を試算することです。どのくらい支拂わなければならないものを見つ

けることにしました。結果、医療費と食費の捻出が難しいことが分かり、医療費に関しては病院に給与がはいるまで支払いを待ってもらった承で、食費については社会福祉協議会のフードレスキュー(最長3日分)を利用することでKさんは安定した生活を送ることができるようになりました。

今回、さまざまな機関の協力を得ることでKさんの生活を支えることができました。皆さんが前向きになれるような相談相手でありたいと思います。一人で悩まず相談にきてください。

ここから始まる。

〔へんせい・せいかつ支援係 44・3111(直通)〕

新着図書のご案内

一般書

世界が動いた「決断」の物語	スティーブン・ジョンソン／著	朝日新聞出版
ダイエットの食品早わかり	女子栄養大学出版部／編	女子栄養大学出版部
わかる！使える！製図入門	小池 忠男／著	日刊工業新聞社
長く乗り続けるためのクルマ運転テクニック図解	高齢者安全運転支援研究会／監修	大泉書店
エアラインの選び方		イカロス出版

児童書

カッコイイってどういうこと？	NHK Eテレ「Q～こどものための哲学」制作班／編	ほるぷ出版
小学生のための世界地図帳	学習地理研究会／文	メイツ出版
学校にある道具使い方事典	梅澤 真一／監修	PHP 研究所
だれの手がた・足がた？	有沢 重雄／文	偕成社
最強テクと戦い方がよくわかる！小学生の卓球必勝のポイント 50	小泉 慶秀己／監修	メイツ出版

電子図書館 貸出ランキング

第1位	おにぎりレシピ 101	山田 玲子／著	ポット出版
第1位	どうぞのいす (うごくえほんチルビー)	柿本 幸造／絵	モーニング
第1位	感情をコントロールする力	和田 秀樹／著	PHP 研究所
第2位	ちびくろ・さんぼ (うごくえほんチルビー)	フランク・ドビアス／絵	モーニング
第2位	冷凍保存で作る1週間の献立キット 電子書籍版	川上 文代／著	誠文堂新光社

6月のおはなし会

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷と き 6月8日(土)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし「ならなしとり」

●えほん 「てがみをください」

◎えほんとわらべうたの時間<きらら>

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷と き 6月22日(土)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 3さいいか

●おはなし「いたずらこうさぎ」

●えほん 「ぞうくんのさんぽ」

◎絵本のよみきかせ

(毎月第1・3土曜日開催)

▷と き ごぜん11時から

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

催しのご案内

■第20回 ビブリアバトル

▷と き 6月22日(土) 午後3時30分～4時30分ごろ

▷ところ 市立図書館 児童コーナー

▷テーマ 「お気に入りの本」 ※絵本・ものがたり・知識の本など、どんな本でも可(当日、本を持ってきてください)。

▷定 員 発表者5名、観覧者20名

■「図書館教養講座～薬の話～」

▷と き 7月6日(土) 午後1時～2時ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷内 容 薬に関する最近の話題について(薬の副作用、正しい飲み方、飲み合わせなど)

▷講 師 多根井 重晴さん(日本薬科大学教授)

▷定 員 40名

■「ハロー！会計 in 大和高田市立図書館」

▷と き 7月7日(日) 午後1時30分～3時ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷内 容 第1部「会計って何？」 第2部「公認会計士とは？」

▷講 師 日本公認会計士協会近畿会 会計士

▷対 象 中学生・高校生 ▷定 員 40名

▷共 催 日本公認会計士協会近畿会

上記イベントの申込方法:6月1日(土)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

■近鉄高田市駅開業90周年記念 なつかしの鉄道写真展

▷と き 6月1日(土)～30日(日) ▷ところ 市立図書館 ロビー

▷内 容 大和高田市内3駅のなつかしい風景写真や近鉄の懐かしい切符類、記念入場券などを展示します。

▷共 催 夢咲塾

BOOK

サロン

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごと i センター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいを、こどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和な暮らしをきずきましよう。